

鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の義務教育段階にある児童生徒が「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会により「本県で出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設及び教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行い、保護者の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、市町村又は市町村等教育委員会（以下「市町村等」という。）が当年度中（4月1日から翌年3月31日までの期間内）に行う別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、当該市町村等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる補助対象経費の額に同表第3欄に定める率を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。同表第4欄に掲げる額を限度とする。）以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号による計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	第2条の施設に通所する義務教育段階にある児童生徒に対する通所経費等補助事業
2 補助対象経費	市町村等が、1の事業において児童生徒（以下の（1）及び（2）に該当する者に限る。）の通所経費（月々又は定期的に第2条の施設に支払うこととされる定額の経費及び交通費、実習費等）に対する補助金等として、当該児童生徒の保護者等へ支給した経費。 （1）親権者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、257,500円未満の児童生徒であること。（※1） （2）児童生徒又は親権者が事業実施市町村に住所を有すること。（※2） ※1 4月から6月分については前年度の、7月から翌年3月分については当該年度の課税証明書等を確認し、適否を判断すること。 ※2 組合立学校においては、学区内に住所を有すること。
3 補助率	1/2
4 上限額	市町村等が補助金等を支給した児童生徒について、 【通所費（毎月支払う定額分）】 1人あたり月額6,600円 【交通費・実習費等】 市町村等が補助金等を支給した児童生徒について、 小学生は1人あたり月額1,500円 中学生は1人あたり月額3,000円

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県不登校児童生徒支援事業計画書（報告書）

市町村名 _____

1 予算額

_____ 円

2 事業内訳

（単位：円）

番号	学年	施設名	対象経費	市町村等補助金の額			県補助金の上限額			交付申請 （実績）額 （C）×1/ 2と（E）の いずれか 低い額
				月額 （A）	月数 （B）	市町村等 補助金額 （C） （（A）×（B））	月額 （D）	月数 （B）	県補助金 上限額 （E） （（D）×（B））	
記入例 ①	小3	A フリースク ール	通所経費	20,000	10	250,000	6,600	10	81,000	81,000
			交通費・実 習費等	5,000			1,500			
				合計			合計			

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

補助金名：	
事業内容：	
問合せ先（部署・団体名）：	連絡先：

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県不登校児童生徒支援事業収支予算書（決算書）

1 収入の部

（単

位：円）

区 分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (予算額)	増 減	備 考
市町村財源				
県補助				
合 計				

2 支出の部

（単

位：円）

区 分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (予算額)	増 減	備 考
合 計				

様

鳥取県知事 平井 伸治

年度鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金交付要綱（令和2年3月31日付第201900331497号鳥取県子育て・人財局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年度鳥取県不登校児童生徒支援事業変更計画書

市町村名 _____

（変更前事業計画書）
 予算額

円

（単位：円）

番号	学年	施設名	対象経費	市町村等補助金の額			県補助金の上限額			交付申請 （実績）額 （C）×1/ 2と（E）の いずれか 低い額
				月額 （A）	月数 （B）	市町村等 補助金額 （C） （（A）×（B））	月額 （D）	月数 （B）	県補助金 上限額 （E） （（D）×（B））	
			通所経費							
			交通費・実 習費等							
合計							合計			

（変更後事業計画書）
 予算額

円

（単位：円）

番号	学年	施設名	対象経費	市町村等補助金の額			県補助金の上限額			交付申請 （実績）額 （C）×1/ 2と（E）の いずれか 低い額
				月額 （A）	月数 （B）	市町村等 補助金額 （C） （（A）×（B））	月額 （D）	月数 （B）	県補助金 上限額 （E） （（D）×（B））	
			通所経費							
			交通費・実 習費等							
合計							合計			